

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪市大正区三軒家東二丁目9番10号

氏名 大和紙料株式会社

代表取締役 塩瀬 宣行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋

許可の年月日 令和 元年 7月 22日

許可の有効年月日 令和 6年 7月 21日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（溶融固化）：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1品目

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。） 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

溶融固化施設：設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字猿渡404番2

設置年月日 平成31年2月28日

処理能力 0.212t/日（8時間）

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字猿渡404番2

設置年月日 平成16年4月20日

処理能力 52t/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

（1）中間処理（圧縮梱包）に係る処理前産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管数量は12.2m<sup>3</sup>以内とすること。

（2）中間処理（圧縮梱包）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管数量は2.47m<sup>3</sup>以内とすること。

以下余白

（以下裏面記載）

4. 許可の更新又は変更の状況

なし

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無